

## 空き家利活用事業補助金（市外からの転入者対象）

補助金の種類	補助対象者	補助対象経費	補助率	限度額
家財処分補助	移住予定者又は物件所有者等	空き家バンク登録物件及びその敷地内に散在する家財等の撤去、処分費用（処分業者等を利用した際の実費）	10/10	10万円/物件
購入補助	移住予定者等	空き家バンク登録物件購入費用	2/3	100万円/物件
改修補助	移住予定者又は物件所有者等	空き家バンク登録物件に居住するために必要な改修費用（住宅改修を行う業者等を利用した際の実費であり、改修費用が30万円以上のものに限る）	2/3	100万円/物件

※ 「購入補助」と「改修補助」を併用する場合は、合わせて100万円が限度額となります。

下記項目は共通の補助要件の一部であり、これを含む全ての補助要件を満たす方が補助対象となります。下記以外の補助要件については、お問い合わせください。

- 市内に住所を有しておらず、市外に1年以上居住している者であること。
- 申請日において、満65歳未満の者であること。
- 津久見市への転入後、市内に5年以上生活の拠点を置くことが誓約できること。
- 津久見市への転入後、市の実施する各施策に関する調査等に協力すること。
- 補助金申請者の世帯員全員が市区町村税を滞納していないこと。
- 補助金申請者の世帯員全員が生活保護等を受けていないこと。
- 新築奨励・市内消費喚起事業** 及び **新婚世帯・子育て家賃等補助金** の対象世帯でないこと。

